



介護タクシー不正

★会計課・財政課にも問題

個人口座に2億3887万円振込んだことで暴力団や覚せい剤売買に流れたことは深刻

- ★個人口座への振込みが会社に入金された保障はあるかとの質疑に会計管理者は「保障はありません」と答えました。
- ★おかしいと思わなかったのかとの質疑に福祉事務所長は「信用していたから」と答えました。相手は元暴力団。勝手に札幌に通院したり、大声をはりあげたり、おかしいことばかりなのに「信用した」ことは、明らかな注意義務違反です。



個人口座に振込まれた税金 逮捕の元役員が自由に

- ★日本共産党の調査では、この会社（まだ営業中）には複数の口座があります。電話に出た社員は「逮捕された元役員が口座を自由に使っていた」と証言しました。税金は確実に黒い世界に流れていました。



「会社名義口座はない」と断られたのだから、振込まずに市長に報告すべきでした
会計管理者と会計課長

財政難なのに 異常な支出許し 市長に伝えなかった財政課

- ★生活保護費のタクシー代の支払い額が昨年急増し、業者払い額を05年度決算584万円（身体障害者保装具を含む）から1億1900万円へと20倍に増やす予算要求されました。
- ★しかしタクシー代と認識しながら総務部長に報告しませんでした。
- ★異常なタクシー料金の問題が予算編成で問題になっていけば、その後の展開は変わっていたと思われます。
- ★子育て負担増、市町村民税、国保、介護、医療費負担増の一方で、この巨額のムダ使いを止められなかった責任は重大です。

「生活保護費の詳細は市長・副市長の予算協議には上げないのが慣例」
財政課長

10人以上の非管理職の職員も印鑑を押し続けながら危機管理より立場を優先する体制・雰囲気は市役所全体にあると言わざるを得ません。「上司を飛び越えてでも市長に報告」という正義感ある職員も残念ながらいませんでした。

★なぜ巨額支出を続けたか

今必要なことはここを明らかにすることです。そのためには、関係者が進んで真相を明らかにすること、市役所の自浄能力が問われています。

「背景に生活保護制度の特殊性」と方向違いの田村市長

「移送費に上限がない」「転居させられない」などと言いますが、見積もり初めから札幌に通院を許し、口座や車の扱いなどで暴力団関係者の言いなりになり、検診命令を1回も出さないことがこの事件の原因です。制度の特殊性に問題があるのではなく、市長の姿勢と市長にもの言えない市役所にこそ問題があったのです。

国民や市民は怒っている 損害賠償問題の議論も始めよ

巨額であり、警察の捜査も見ながらで時間もかかりますが、市長以下の処分は避けられません。そして2億円以上をどのように賠償していくのが問題です。時間はかかると思いますが、市民・国民に負担はさせられません

検証委員会報告後の第三者委員会の人選

荒木議員「市民クラブ」は「医師、生活保護の権威学者など」と指摘しています

市民生活や税金を大事にする気持ちが本当にあるのですか



暴力団関係者の脅しに屈しない市政、市民を守る市政が必要なのに

こんにちは

日本共産党市議団です

★暴力団関係者のいいなりに

容疑者世帯の反社会的行動に住民は恐怖

- ★家の周囲には、クラウンクラスの高級車が常時7~8台違法駐車しており、400ccのオートバイや水上バイクがあり、同居人や妻、出入り人が乗り回していたことは、地域の人だけでなく、多くの人が見ています
- ★春~秋にかけて暴走行為が地域住民を悩ませました。「毎日のように、夜10時ごろから午前3時ごろまで暴走」「交番、滝川警察署に苦情を何度も申し入れた」「生ゴミの不法投棄で悪臭がひどい」などと証言されています。

生保世帯に暴力団周辺者？

- ★「家の中には、世帯外と思われる成人男子、しかも暴力団の周辺者と思われる者たちが2~3名同居または出入りしていた」との証言がいくつも出てきます。住民は、「安心して生活できない」状態です。

把握していない 警察から聞いていない

- ★生活保護受給中の元暴力団世帯の反社会的行為については、警察と連携をとることが定められています。しかし「警察からそのようなことは聞いていない」と答えました。車庫に高級車が常時入れられており、この車がどのように使われているかもよく把握できないとは納得できません。

「任されているという意識が強く報告しなかった」「制度変更などは報告するが個々のケースは報告しないのが通例だった」
福祉事務所長、福祉課長



市長に情報が届かない 心が通わない市役所

しかし 市長が決断すれば 防げた！

「初めて知った時期」が8月→5月→2月→昨年9月

- ★コロコロ変わり市民は不信感を強めています。聞かれれば答えるような姿勢では真相解明には程遠いのではないのでしょうか

昨年9月に決断していれば・・・2億円 守れた

- ★当時、議会選出監査委員だった田村勇議員から「生活保護のタクシーで注意するように」ということを市長、副市長、病院事務部長などが聞いたことを認めました。市長は「隠していたわけではない。こういうことになるという認識はなかった。想定されれば指揮監督権を発揮していた」と述べましたが、部長以上級数人が助言者を無視した責任は重たい。

2月に決断していれば・・・1億5千万円 守れた

- ★監査委員が本格調査に入った2月に決断しなかった理由について「行政処分として打ち切れなかったことを反省している。」「もう少し危機感感じてやっておくべきだった」などと述べています

5月に決断していれば・・・9千万円 守れた

- ★監査委員から詳細報告を受けたときに副市長は「供託の検討」も指示しています。ここで決断できなかった理由を市長は「警察に相談し安心感持った」などと述べています。しかし、警察は覚せい剤や資金の流れも同時に捜査したため逮捕は、その後7ヶ月もかかりました

いじめ隠ぺい、市長選や病院問題抱え 引き延ばした？

- ★昨年9月はいじめ問題、2月は市長選挙、6月は病院建替え問題で、いずれも市長は追い込まれた状況でした。部長以上会議でも報告しないなど知っていたながら中止に向けた決断ができなかった責任は最大です

福祉事務所長や会計管理者を更迭しない市長

ここまで被害を広げた管理職に部全体を管理させている市長の判断は明らかに間違っています。また福祉事務所の一部に過大な仕事量がしわ寄せされており、職員の健康メンタル管理にも問題があります



市議会報告新年号 (2008年1月発行)

発行者 日本共産党市議団 清水雅人 酒井隆裕
日本共産党北空知留萌地区委員会 大町1-1-25
TEL 23-0231 FAX 24-8554



生活相談所のご案内

お気軽にお電話を。無料弁護士相談も実施。

清水雅人 空町1-5-2 23-7924
酒井隆裕 西町5-6-29 23-5898
日本共産党事務所(市役所隣) 23-0231

福祉事務所の4つの誤り



これまでの経過

- 1997年8月 生活保護受給開始
- 1999年4月 受給を辞退
- 9月 受給再開
- 2004年8月 滝川市内タクシー利用開始
(10ヶ月で25回利用)
- 2004年9月 市内ジャンボタクシーで札幌通院開始(9ヶ月間に3回) 1往復3万8千円
- 2005年5月 札幌市へ転出

2006年

- 2月 札幌市から滝川市立病院に通院(滝川に引越し後の医療環境調査を目的に認められた。1往復20万円)
- 3月12日 滝川市転入(翌日に申請受理)
- 3月15日 市内タクシー利用開始
- 3月17日 電話で「今から札幌にタクシーで通院する」と連絡し勝手に通院。その後、1回20万円を立替払いし、6回分120万円の領収書を4月1日持参)
- 3月22日 生活保護決定
- 3月16日～4月4日 福祉事務所が医師にタクシーの必要性について意見を聞くが、札幌市内3医師、滝川市内1医師は異常
- 4月1日 人事異動で福祉事務所長、課長、副主任、査察指導員(主査)、担当がすべて入れ替わる。
- 4月3日 人事異動後2日後にもかかわらず、容疑者が立替払いした1往復20万円6回分の領収書分120万円を容疑者口座への支払い命令書発行(100万円は24日)
- 4月14日以後はタクシー会社から請求書を受け、代表取締役の個人口座に振り込むようになる。その後2007年11月16日(逮捕前日)まで63回個人口座に振込む
- 6月18日 はじめて見積書出させる(8時間貸切、20万円)
- 9月 市長、副市長、会計管理者、病院事務部長が、田村議員から助言を受けるが対応せず。
- 11月 貸切代20万円から25万円に増額。妻が札幌市内の耳鼻科に通院するため夫と同じ料金で通院開始

2007年

- 1月 妻の移送費要否意見書の期限切れ。この後も妻の利用を認める
- 道の定期監査の終了後、相談したが、道の主幹は「法的に問題ない」と口頭で回答(★道と見解に違いあり)
- 2月 監査委員が市長、副市長にタクシー料金の監査の必要性を伝え、監査開始。市長は支給を止めず。
- 4月 滝川市長・市議会議員選挙
- 5月22日 副市長が監査委員より文書で詳細な監査報告を受ける。翌日市長に報告
- 6月 滝川警察署に本格的に相談
- 11月16日 福祉事務所が被害届けを警察署に提出。同日午前9時390万円振込!
- 11月19日 妻とタクシー会社2人逮捕。福祉事務所が記者会見(謝罪せず)。
- 11月21日 夫を逮捕。
- 2回目の常任委員会で副市長が初めて謝罪
- 11月26日 定例記者会見で市長が謝罪
- 市役所内部の検証委員会設置
- 12月5日 道が特別監査結果を口頭で報告
- 12月7日 市と道が厚生労働省で経過報告。
- ★事件発生後、厚生常任委員会5回で多数の資料分析し、説明作業。臨時議会、定例議会の本会議でも市長への質議行ない説明



★2億3887万円の初期対応

- ★札幌から転入4日後から、生活保護が決まってもいないのに電話1本で勝手に札幌に通院
- ★元暴力団員と知りつつ、120万円立て替えて持ってきた領収書を4月1日に受け取り、2日後には配置転換間もない、福祉事務所長、福祉課長、副主任が比較見積もりもなしに支払いを決定した。生活保護世帯が120万円を立て替えたことや札幌通院を認める前の勝手な通院に厳しい指導

★常識外のタクシー料金

夫婦別々に8時間約25万円

滝川市役所 御中 (有)×××	御見積金額	¥250,000
救急・寝台付き仕様	8時間貸切	22万円
介助員・ドライバー		6万円
値引き		▲3万円
合計		25万円
超過料金¥25,000/時間		

滝川市内タクシー会社の見積取らず 相場の約5倍

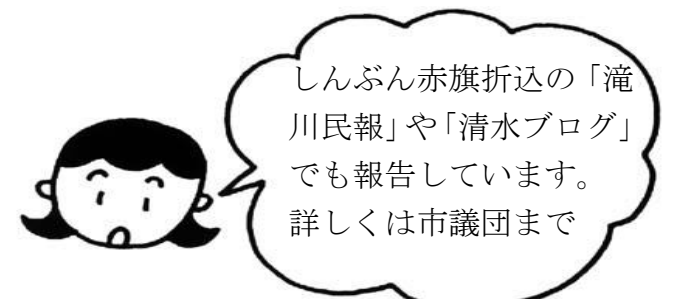
- ★札幌(空車)→滝川→札幌→滝川(空車)→札幌という異常
- ★滝川にも寝台付きがあるのに電話も入れていません
- 相見積もり業者は3社とも札幌の業者でした
- ★妻は耳鼻科通院でに歩行、日常生活に問題なく、バスで十分(約2500円)のはず
- ★夫は、耳鼻科、精神科、整形、呼吸器、循環器などの通院なのに、すべての診療科で札幌通院。

	容疑者(夫)		(妻)		夫+妻 合計(円)		
	日数	金額(円)	日数	金額(円)			
昨年	3月	8	1,203,650		1,203,650		
	4月	21	3,406,950		3,406,950		
	5月	18	3,700,000		3,700,000		
	6月	22	5,280,000		5,280,000		
	7月	29	6,720,000		6,720,000		
	8月	25	6,550,000		6,550,000		
	9月	19	5,260,000		5,260,000		
	10月	25	6,450,000	2	400,000	6,850,000	
	11月	30	10,750,000	15	4,100,000	14,850,000	
	12月	31	13,350,000	19	5,200,000	18,550,000	
	今年	1月	22	6,400,000	5	1,250,000	7,650,000
		2月	24	7,550,000	17	4,300,000	11,850,000
3月		29	11,600,000	26	6,750,000	18,350,000	
4月		29	9,800,000	29	7,500,000	17,300,000	
5月		28	9,150,000	31	8,050,000	17,200,000	
6月		28	8,200,000	30	7,750,000	15,950,000	
7月		27	9,100,000	31	7,800,000	16,900,000	
8月		31	12,050,000	30	7,500,000	19,550,000	
9月		28	11,250,000	29	7,300,000	18,550,000	
10月		31	11,650,000	28	7,100,000	18,750,000	
11月		8	2,400,000	8	2,050,000	4,450,000	
総計		513	161,820,600	300	77,050,000	238,870,600	



日本共産党市議団が奮闘

- ★5回の厚生常任委員会では酒井隆裕議員が3月の領収書の存在を明らかにし、会計管理者・嘱託医への通告質問をするなど委員会をリードしています。
- ★臨時議会や12月議会一般質問では清水雅人議員が個人口座、暴力団や地域問題で問題の核心に迫っています。
- ★全会派協力して真相解明を進めています。
- ★今後の目標は①真相解明②2億円3887万円の賠償責任を明らかにする③市民説明会など市民の疑問に答える場づくりなど



★「道が認めた」と言うが・・・

定期監査時、「口頭での回答」を大切に守り続け、その後1億5千万円支出

- ★管理職は道に1度も確認していません。そして道と市の見解は今も違っています。道に責任転嫁するような福祉事務所管理職と市幹部の姿勢は問題です。
- ★道福祉援護課の某主幹は1月の相談について、6日日本共産党の調査に対し「監査でなく相談」「定期監査は1世帯1時間半かけるが、この相談は10分程度だった」「書類上は支出は仕方ないが、いつ迄までも、この様ような事にはならないのではないかと」言ったようだ」と述べました

★「主治医の意見だから仕方ない」と言うが・・・

一度も検診命令を出さずに主治医のせいにするのは筋違いです

「なぜ札幌に通院しなければならないのか?」「毎日通院の必要があるのか?」「入院でどうしてダメなのか?」などを嘱託医と相談し、検診命令を出すべきだった

- ① 主治医に疑問があれば、嘱託医の意見を聞き、検診命令を命じなければならないのです。
 - ★従がわかない場合保護廃止もできる強い規定であり活用しなかった責任は重大です。
- ② 嘱託医に十分な情報を提供しなければならないのに、移送費の金額はいついさ知らせていない
 - 嘱託医の見せる書類の「移送費概算額」や「主治医の記載欄(交通機関種類・区間、治療に必要な通院頻度、移送を要する見込み期間)などが記載されないまま嘱託医の意見と押印を求めた。
 - ★制度では「主治医の意見等から医療扶助の継続について疑義があると認められる場合、・・・当該患者に係る各給付要否意見書及び診療報酬明細書を検討のうえ、その意見を付する」とされている。
 - ★制度では「医療機関は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関」としている
 - ★制度では「移送手段は、最も経済的な方法で行なわれているか。なお、タクシーを利用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行う」としている